

# 令和7年度第2回恵庭市社会福祉審議会・児童福祉専門部会

## 次 第

日 時：令和7年12月11日（木）13時30分～

場 所：恵庭市民会館 2階 大会議室

### 1. 開 会

### 2. 部会長挨拶

### 3. 議 事

①保育提供体制の確保のための実施計画について

### 4. 報 告

①病児・病後児保育事業の公募結果について

②こども誰でも通園制度（乳児等通園支援事業）について

③児童福祉法改正について（令和7年10月1日施行分）

### 5. そ の 他

#### 【配布資料】

（資料1） 保育提供体制の確保のための実施計画について

（資料2） 病児・病後児保育事業の公募結果について

（資料3） こども誰でも通園制度（乳児等通園支援事業）について

（資料4-1） 児童福祉法改正について（令和7年10月1日施行分）

（資料4-2） 対応フロー図（保育所や幼稚園等における虐待の防止及び発生時の対応等に関するガイドラインより抜粋）

## 保育提供体制の確保のための実施計画(案)

市区町村名: 恵庭市

## 1. 令和8年度以降の保育需要と提供体制

作成対象:全市区町村

採択の種類(プルダウン選択・複数可)		担当者連絡先			
待機児童対策		都道府県	北海道	担当者名	主査 向井由美
人口減少対策		市区町村	恵庭市	電話番号	0123-33-3131(内線1251)
その他の地域課題	○	所属(課・室)	幼児保育課	メールアドレス	youjihoiku@city.eniwa.lg.jp

保育提供区域	全域
保育提供区域の設定の考え方	利用者にとって分かりやすく合理性があり、区域を超えた施設・事業の利用に対して柔軟に対応が可能であることなどの理由により、恵庭市全域を1区域とする。

	年齢	令和7年4月1日	令和8年4月1日	令和9年4月1日	令和10年4月1日	令和11年4月1日
		実績	見込み・計画数	見込み・計画数	見込み・計画数	見込み・計画数
就学前児童数 ①	0歳児	390.	413.	413.	411.	415.
	1・2歳児	811.	815.	882.	882.	880.
	3歳以上児	1,463.	1,478.	1,380.	1,355.	1,341.
	合計	2,664.	2,706.	2,675.	2,648.	2,636.
ズ(申込保育者)数 ②	0歳児	68.	144.	149.	154.	159.
	1・2歳児	440.	489.	507.	525.	528.
	3歳以上児	589.	618.	647.	691.	736.
	合計	1,097.	1,251.	1,303.	1,370.	1,423.
(申込)率 ①	0歳児	17.4%	34.9%	36.1%	37.5%	38.3%
	1・2歳児	54.3%	60.0%	57.5%	59.5%	60.0%
	3歳以上児	40.3%	41.8%	46.9%	51.0%	54.9%
	合計	41.2%	46.2%	48.7%	51.7%	54.0%
(整備備定量員)数	0歳児	139.	144.	149.	154.	159.
	1・2歳児	471.	489.	507.	525.	546.
	3歳以上児	592.	618.	647.	691.	736.
	合計	1,202.	1,251.	1,303.	1,370.	1,441.
待機児童数	0歳児	0.	0.			
	1・2歳児	0.	0.			
	3歳以上児	0.	0.			
	合計	0.	0.			

## 【申込者数(保育ニーズ)算定の考え方】

作成対象:全市区町村

- 毎年度、前年度までの見込みと実績を比較し、乖離が生じている場合には、その要因を精査・分析し、必要に応じて推計方法の見直しを行うこと。  
○各市区町村の実情に応じた適切な方法に基づき、算定すること。

	申込者数(保育ニーズ)の算定式	算定式に用いた要素の推計方法
算定式	(算定式の例) 就学前児童数×申込率	(文例) ○就学前児童数 ・令和○年○月時点の人口推計を使用 ・過去○年の就学前児童数の増加・減少率の平均を使用 ○申込率 ・令和○年○月に実施したニーズ調査により見込んだ申込率を使用 ・過去○年の申込率の増加・減少率の平均を使用
	国の示す「0歳児保育の量の見込み」算出方法により算定	(1)現在の育休取得者を考慮(ニーズ調査:育休取得状況・育休からの復帰割合) (2)1歳から必ず利用できる事業があれば、1歳になるまで育休を取得したい者の考慮(ニーズ調査:育休を希望よりも早く切り上げた理由が「希望する保育所に入るため」である者の割合) (3)1年超の育休取得希望者の考慮(全国平均値を利用)

	1・2歳児	就学前児童数×利用率	○就学前児童数 ・令和6年6月時点の人口推計を使用 ○利用率 ・令和11年度に就学前児童数に対する利用率60%を目標値として、各年度について段階的に算定
	3歳以上児	就学前児童数×利用意向率	○就学前児童数 ・令和6年6月時点の人口推計を使用 ○利用意向率 ・ニーズ調査で算出された利用意向率を用い、令和11年度の確保を目標値として、各年度について段階的に算定
加味する要素	要素の有無	有り（上記の他に加味する要素がある）	←プルダウン選択してください。
	要素の説明	<p>（令和6年度ニーズ調査より）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○共働き家庭の増加や、母親の育児と仕事の両立の意識が高まっていることより、保育ニーズが増加している。</li> <li>○退職によるキャリアを中断せずに就労を継続している母親が増加している。</li> <li>○希望する時期に希望する保育施設に入ることが困難な状況が多い。</li> <li>→1・2歳児の保育利用率について、令和5年度の全国の保育利用率（57.8%）を考慮し、令和11年度に60.0%の確保を目指す。</li> <li>→一時的保育事業を利用したことがある人のうち、今後も利用したい人は9割以上で、ニーズが増加傾向となっている。</li> <li>○一時的保育事業実施施設数の拡大</li> <li>○こどもの病気等により保育施設が利用できない場合、母親が仕事を休んだ人は7割以上で、病児・病後児のための保育施設に対する利用意向が増加している。</li> <li>→保育施設における病児・病後児保育事業の実施</li> </ul>	

## 2. 期間中における定員増減の予定

作成対象:全市区町村

○就学前教育・保育施設等整備交付金の協議や保育所等改修費等支援事業の交付申請にあたっては、以下に記載する整備・改修予定の施設と整合をとること。

	定員増加を図る施設（新設、増改築等）	定員減少を図る施設（統廃合等）	定員変更のない整備（修繕等）を予定している施設	定員増減数（差引合計）
	(例) ・保育所新設（定員90名） 1施設 ・小規模保育施設（定員19名） 1施設 ・定員増（定員20名分） 計3施設	(例) ・廃止（定員50名） 1施設 ・定員減（定員10名分） 1施設	(例) ・老朽化による改修 1施設	定員増69名
令和7年度	・定員変更（施設整備伴わない）（定員49人増）		・防犯対策施設整備（外構工事）3施設	定員増49名
令和8年度	・定員変更（施設整備伴わない）（定員52人増）		・病児・病後児保育施設整備 1施設 ・防犯対策施設整備（外構工事）1施設	定員増52名
令和9年度	※計画中			定員増67名
令和10年度	※計画中			定員増71名

(別紙2)

## 保育需要と提供体制における課題

(1)

令和8年度受けたい採択及び財政支援を選択してください。

### ①採択種類 (あてはまるもの全て)

	採択1 (待機児童対策)
	採択2 (人口減少対策)
○	採択3 (その他の地域課題)

### ②財政支援 (あてはまるもの全て)

選択欄	財政支援	必要な採択
	A 就学前教育・給付施設等整備交付金 (補助率の嵩上げ)	待機児童対策/ 人口減少対策
	B 保育所等改修費等支援事業 (補助率の嵩上げ)	待機児童対策/ 人口減少対策
○	C 保育士宿舍借り上げ支援事業	地域課題
	D 民有地マッチング事業	待機児童対策
	E 保育利用支援事業	待機児童対策
	F 広域的保育所等利用事業 ※企業主導型保育事業等における実施の場合	地域課題
	G 都市部における保育所等への賃借料支援事業	地域課題
	H 利用者支援事業 (基本型) ※夜間加算、休日加算、機能強化のための取組のみ	地域課題
	I 利用者支援事業 (特定型)	地域課題
	J 一時預かり事業 (一般型) ※緊急一時預かり事業のみ	待機児童対策
	K 一時預かり事業 (幼稚園型II)	地域課題
	L 認可化移行運営費支援事業	待機児童対策
	M 幼稚園における長時間預かり保育運営費支援事業	待機児童対策

(2)

貴市区町村における、今後5年間における就学前児童数及び保育ニーズ（申込者数）の動向（見込み）についてあてはまるものを選択してください。

①就学前児童数

	①増加傾向
	②横ばい
○	③減少傾向

②保育ニーズ（申込者数）

○	①増加傾向
	②横ばい
	③減少傾向

(3)

貴市区町村における保育の現状について、貴市区町村における計画の内容や地域のあり方にも言及しながら、課題及び今後取り組むべき内容を具体的に記載してください。

①課題

恵庭市の総人口は、令和2年度から令和5年度まで増加が続いており、その後若干の増減はありつつ、令和6年度の70,023人から、令和11年度の総人口69,619人にまで減少するものと見込んでいます。

就学前児童数についても減少傾向で推移し、令和6年度の2,741人から、令和11年度の2,636人まで減少するものと推計されますが、共働き家庭の増加や、母親の育児と仕事の両立の意識が高まっていることにより、保育ニーズが増加すると見込んでいます。

また、乳幼児期は、生きる力の基礎と生涯にわたる人間形成の基礎が培われる重要な時期でもあることから、多様化する教育・保育ニーズを踏まえ、安心安全な教育・保育環境を整備する必要があります。

②今後取り組むべき内容

- ・教育・保育施設等の定員の確保：育児休暇を取得しながら、キャリアを中断せずに就労を継続する母親が増加していることから、特に1・2歳児の定員確保や、計画的な環境整備事業を実施します。
- ・保育士等確保対策：円滑な保育運営のために必要な保育士等の確保及び定着に努めます。
- ・保育の質の向上：こどもや保護者にとって、健康で安全に生活できる場となるよう、保育士等の資質や保育の専門性を高める取り組みを実施します。



## 病児・病後児保育事業者の公募結果について

## 1. 趣旨

本市では、保護者の就労等により、自宅での保育が困難な病気の初期から回復期までのこどもを一時的に預かる病児・病後児保育施設を運営する事業者を公募しました。

## 2. 公募の概要

## (1) 公募概要

応募資格	令和 7 年 4 月 1 日現在で、市内において認可保育所、認定こども園、地域型保育事業の運営実績があること等
整備数	市内1施設(1日3人まで)

## (2) 応募手続き

・応募期間 令和7年 7 月 1 日(火)～令和 7 年 7 月 16 日(水)

## 3. 公募の結果

本事業について、1事業者の応募がありました。

## 4. 選定結果について

(1) 事業候補者 社会福祉法人 いちはつの会

## (2) 選定方法

1事業者より提出のあった応募書類の内容を踏まえ、恵庭市病児・病後児保育事業候補者選定審査委員会を開催し、委員の書類審査・事業者プレゼンテーション審査・ヒアリング審査による総合審査を実施しました。

## (3) 選定結果

選定委員会での選考の結果、「社会福祉法人 いちはつの会」を予定者として選定しました。評価得点の満点は 250 点で、選定条件は 125 点以上です。

結 果		
事業候補者	社会福祉法人 いちはつの会	156 点/250点

## (4) 選定委員会開催日

第 1 回 令和7年 6 月 23 日(月)

第 2 回 令和7年 8 月 5 日 (火)

(5) 開設地 恵庭市南島松 6 番地 4

(6) サービス開始予定 令和 9 年度(令和 8 年度内に施設整備を実施)

## こども誰でも通園制度(乳児等通園支援事業)について

## 1. 令和7年度の実施状況について

事業開始	令和7年10月1日(水)
対象児童	未就園0歳6か月から満3歳未満のこども(※保護者の就労要件は問わない)
実施施設	市内4園 (クラーク幼稚園・認定こども園さくら・すえひろスマイル保育園・すみれ保育園)
周知方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 市ホームページ</li> <li>● 広報えにわ</li> <li>● 乳幼児健診、赤ちゃん訪問で周知</li> </ul>
利用認定者数 (R7.11.1時点)	11名

## 2. 本格実施に向けたスケジュール(予定)

令和8年度からは「乳児等のための支援給付」として、全国の自治体で実施される。

時 期		予 定
11月	国	内閣府令の公布 ・認可基準の一部改正【児童福祉法】 ・確認基準【子ども・子育て支援法】
12月	市	・認可基準条例の一部改正【児童福祉法】 (恵庭市乳児等通園支援事業の設備及び運営の基準に関する条例) ・確認基準条例の制定【子ども・子育て支援法】 (新規制定)
R8.1月		・関係規則等の整備 ・確認手続き
R8.2月		確認を行うにあたって意見聴取(恵庭市社会福祉審議会児童福祉専門部会)
R8.3月		実施施設の確認
R8.4月	国・市	乳児等のための支援給付として事業開始

(参考)

「認可」:児童福祉法に基づき、面積基準や、職員配置基準など事業に必要な基準を満たしているか。  
「確認」:子ども・子育て支援法に基づき、会計処理や情報公開などの基準を満たし、給付事業者として適格か。

## 児童福祉法改正について(令和7年10月1日施行分)

## 1 法案の概要

- (1)保育士・保育所支援センターの法定化  
 (2)保育の体制の整備に係る特例の一般制度化  
 (3)虐待対応の強化

- 保育所等の職員による虐待について、児童福祉法等を改正し、児童養護施設等の職員による虐待と同様、下記の規定を設ける。
- ・虐待を受けたと思われる児童を発見した者の通報義務
  - ・都道府県等による事実確認や児童の安全な生活環境を確保するために必要な措置
  - ・都道府県等が行った措置に対する児童福祉審議会等による意見
  - ・都道府県による虐待の状況等の公表
  - ・国による調査研究等

## 2 法改正による影響・対応

## (1)虐待対応の強化(対象となる施設・事業)

所管行政庁として、通報時における対応の強化が求められる施設・事業は次のとおり。  
 具体的な対応については、こども家庭庁・文部科学省が示す「保育所や幼稚園等における虐待の防止及び事故発生時の対応等に関するガイドライン(令和7年8月)」等を鑑み検討中。

## ○恵庭市が所管行政庁となる施設・事業

施設・事業	所管課
地域型保育事業(小規模保育事業、事業所内保育事業)	幼児保育課
乳児等通園支援事業	幼児保育課
放課後児童健全育成事業	子ども政策課
子育て短期支援事業	えにわっこ応援センター
児童育成支援拠点事業※	えにわっこ応援センター

※児童育成支援拠点事業は令和11年度までに開設を検討

## (2)児童福祉法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定

法改正に伴い、虐待に関する通報義務等が創設されたことによる条項の追加があったため、改正法を引用している条例について引用条項の整理を行う。

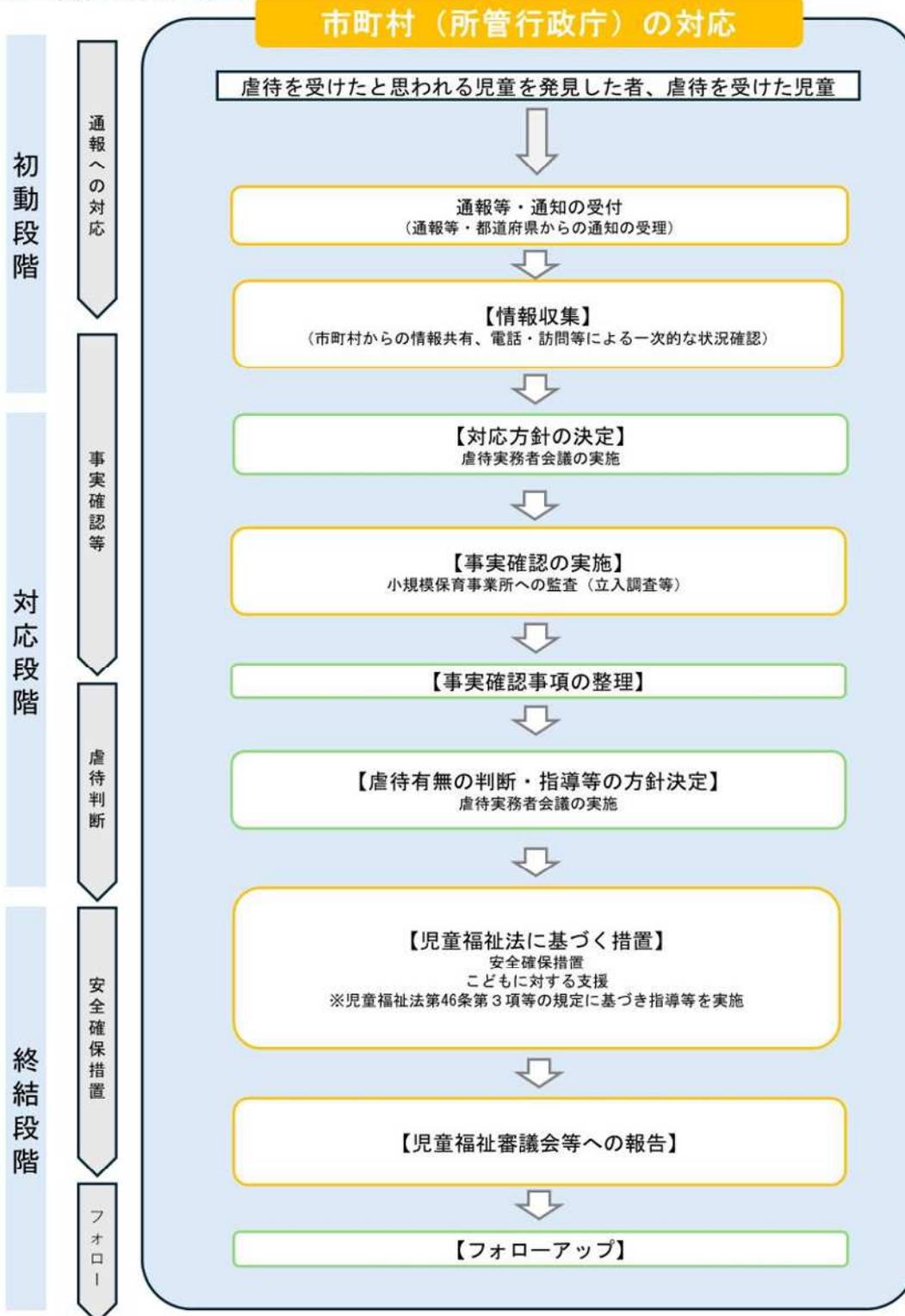
## ○改正される条例

- ・恵庭市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準等を定める条例
- ・恵庭市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営基準等に関する条例
- ・恵庭市家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例
- ・恵庭市乳児等通園支援事業の設備及び運営の基準に関する条例

※施行期日:公布の日

## ■虐待対応の全体像（例：小規模保育事業の場合）

※小規模保育事業の場合



■虐待対応の全体像（例：保育所の場合）

※保育所の場合

